

《論文》

軍需品調弁要領の変遷と調弁価格決定の実態

— 軍用自動車の調弁価格を例に —

本 間 正 人

目 次

1. はじめに
2. 軍需品調弁要領の変遷
 - (1) 昭和十四年度軍需品調弁価格決定要領
 - (2) 昭和十五年度軍需品調弁要領
 - (3) 昭和十六年度軍需品調弁要領
 - (4) 緊急軍需品調弁要領
 - (5) 陸軍軍需品調弁実施規程
3. 軍用自動車調弁の実態
 - (1) 96式牽引式自動貨車
 - (2) 重修理自動車
4. おわりに

1. はじめに

本稿の課題は、陸軍が軍需品の調弁価格低減を目的に採用した別冊「陸軍軍需品工場事業場原価計算要綱」（以下、「原価計算要綱」と略記）（1939年10月）及び「陸軍適正利潤率算定要領」（以下、「利潤率要領」と略記）（1940年4月）等の統一原価計算制度に関して、実際の調弁価格決定にあたり、運用方針や調弁方法についての細部要領を定めた軍需品調弁要領の変遷を明らかにすることと、実際の運用がどのように行われていたかについて考察するものである。

1937年7月7日に日中戦争が勃発したことにより、軍の軍需品に対する需要は増大の一步をたどり、それに伴う価格の高騰や一般物価に及ぼす影響が問題となった。当時の経済政策の基本原則は、(一)軍需の充足、(二)物価の抑制、(三)輸出の振興であり、(二)の要請から1939年の「物価

統制ノ大綱」（5月閣議決定）及び「物価統制実施要綱」（8月中央物価委員会決定）が定められ、原価計算に基づき適正価格を算定することとされた。陸軍は「物価統制ノ大綱」及び「物価統制実施要綱」に基づく形で、その実行のために原価計算要綱及び利潤率要領を制定したのであり⁽¹⁾、1939年10月の「軍需品工場事業場検査令」（勅令第707号）及び「陸軍軍需品工場事業場検査令施行規則」（陸軍省令第53号）を根拠に陸軍と取引のある民間の工場事業場に原価計算を強制したのである⁽²⁾。海軍は陸軍に遅れること約3ヶ月後の1940年1月に「海軍軍需品工場事業場検査令施行規則」（海軍省令第1号）及び「海軍軍需品工場事業場原価計算準則」を制定し、陸軍同様、海軍と取引のある民間工場に原価計算を強制している。

戦時中に陸軍及び海軍が強制した原価計算制度についての論考はあるものの、そのいずれもが軍需品の調弁価格決定にあたり、原価計算規程と両

輪をなす軍需品の調弁要領について顧みておらず、また、実際の運用状況についても同様である。黒沢清は、「製造原価計算準則」(1937年)から「原価計算規則」(1942年)をピークとし、終戦までの間を原価計算時代と呼称し、原価計算要綱の内容及び利潤率要領に基づく計算方法を詳述している⁽³⁾。千葉準一は、経済統制の一環として行われた経理統制という観点から、陸軍省と大蔵省の対立を明らかにし、陸軍省が作成した各種原価計算等の規定について、内容的にアメリカやドイツの強い影響が見られるとしている⁽⁴⁾。青木茂男は、陸軍の標準原価計算、予算統制、経営比較、財務比較等の各種要綱を取り上げ、この時期に管理会計領域の要綱が作成され、それが戦後の同領域における指針を与えたと評価している⁽⁵⁾。これら先行研究のいずれもが、原価計算の制度面に対する考察が主であり、軍需品の調弁要領がどのように変遷していったのかや、軍需品調弁価格がどのように決定されていたかについて明らかにしていない。

以上を踏まえ、本稿では、第一に軍需品調弁要領の変遷について、第二に軍需品の調弁価格決定に関する実際の運用について、それぞれ解明していきたい。

2. 軍需品調弁要領の変遷

(1) 昭和十四年度軍需品調弁価格決定要領

表1に示すとおり、「昭和十四年度軍需品調弁価格決定要領」(以下、「14年度要領」と略記)(1939年3月17日制定)の方針は、日中戦争以降における調弁数量の急激な増加から、調弁価格の適否が予算の運用、作戦資材整備に重大な影響を及ぼし、さらに軍需品の価格が一般物価に及ぼす影響が甚大であることから、調弁価格の決定は慎重を期し、適正に行うものとしている⁽⁶⁾。

基準価格(1938年12月31日以前の直近調弁価格)のただし書きについては、「規格、仕様、設計等ノ変更ニ基キ当然価格ノ変更ヲ伴フヘキモノニ在リテハ適正ナル予定原価計算ニ依リ算出シタル当該変更部分ニ対スル価格差ヲ前回ノ調弁価

格ニ加減シタル価格ヲ以テ基準価格ト看做ス」⁽⁷⁾(傍点は引用者)となっている。この時期、強制的な統一原価計算規程は整備されていないことから、原価計算を行っている軍需品企業から調弁している場合のみ該当する規定だと思われる。原価計算実施企業より入手したデータを使用し、陸軍の会計監督官が調弁実施担当官が予定原価を見積もったのではないかと考えられる⁽⁸⁾。

基準価格に対する低下率の目標は、極秘が押印された「昭和十四年度軍需品調弁価格決定要領実行ニ伴フ関係各局課申合」⁽⁹⁾によると、「資材ノ種類別労務ノ内容等ニヨリ若干ノ差異アルヘキモ少クモ平均七%以上ヲ目標トスル」⁽¹⁰⁾としていた。目標達成や効果の拡充のために、表2のように調弁実施部隊に対する協力、政府に対する対策の促進要望を行っていたことから、陸軍省を挙げて調弁価格の低下に取り組んでいたことが理解できる。

調弁価格決定の調査研究事項(8)の販売利益率は、「調弁品ノ品種、数量、納期其ノ他ノ契約条件及当該会社ノ総合利益率ヲ参酌シ総原価ノ五分以下」⁽¹¹⁾で適正に決定するものとされていた。ただし、資本回転率が特に低い場合は、それぞれ①対払込資本金利益率 年20%以下、②対株主資本利益率 年15%以下、③対使用総資本利益率 年10%以下の範囲内であれば、販売利益率を5分以上1割以下にすることが容認されていた。1940年4月の利潤率要領制定以前に、回転率や対使用総資本利益率等を用いて販売利益率を算定していた事実は、注目に値する。これらの販売利益率の運用は、14年度要領以前に制定された陸支密第1136号(1937年10月4日)に詳述されていた可能性があるものの、当該通達の発見には至っていない⁽¹²⁾。

(2) 昭和十五年度軍需品調弁要領

表1に示すとおり、「昭和十五年度軍需品調弁要領」(以下、「15年度要領」と略記)(1940年3月22日制定)の方針は、新軍備充実計画の完遂をするため、また、低物価主義を堅持するため調弁価格の低下に努めるというものである。このため、計画的調弁を徹底し、軍需品工場事業場検査

軍需品調弁要領の変遷と調弁価格決定の実態

表1 軍需品調弁要領の変遷一覧

方 針	基準価格	基準価格等を 超えた場合の処置	調弁実施要領	価格決定要領	契約実施要領	価格低下のための 考慮条件	調弁価格決定の調査研究事項
昭和 14年度 軍需品 調弁 決定要領	昭和13年12月31日以前の最近調弁価格を「基準価格」とする。 ※規格・仕様・設計等に変更ある場合は、当該変更部分について適正なる予定原価計算により算出した価格差を加減し、その金額をもって基準価格とみなす。	理由を付して申請し、認可を受ける。 1品目1万円以上 陸軍大臣 1品目1千円以上 所管大臣(認可後毎月陸軍大臣に報告) ※軍需品契約による場合は、単価・所収見込値で算出した1品目の調弁見込価格を調弁価格とみなす。	1 軍需品調弁の計画性を強化し調弁の統制を図る 2 工場経営の合理化についての指導監督を強化する 3 資材、労力及び資金の取得経路の適正又は原材料の官給等の措置を行う 4 下請工場との組織化により下請価格の適正を図る 5 軍需品とその原材料等の規格仕様を統一化し、代用品の使用を奨励する 6 陸軍部内及び陸軍軍の調弁価格を努めて協定する 7 前金払及び原金払は行情に即して分割交付する	1 基準価格以下となるように努める 2 公定価格、協定価格があるものは、努めて当該価格の範囲内とする 3 1・2の価格を超過する場合は、事前認可を受ける 4 工場生産品は、原則として原価計算による原価を基礎としてこれに適正な判定を加え、将来の契約条件、生産条件、当該工場の経営状況等を斟酌して適正利益を加算する	—	特に以下の条件を考慮し、概力その低下に努める。 (1) 生産数量の増加 (2) 製造技術の熟練向上 (3) 需要期の弾力性 (4) 生産力拡充施設等の軌道化と工場管理の合理化 (5) 原材料価格の正常化 (6) 軍需品会社利潤率の動向 (7) 前金による基準価格に対する低下率の目標は、別示する関係各局の指導によることによる。 (8) 販売利益率は、総原価の5分以下に適正に決定する。ただし、資本回転率が低い場合は、5分以上1割以下にすることができ	(1) 管理上との契約価格決定では、「工場事業管理」に基づく損失補償金額算定率理に基づき、補償が予定される部分を除外する。 (2) 原料・材料会社と価格協定を行い、価格の低下を図る。 (3) 工場毎の販売数量、総合利益率等の差異を調弁価格に反映させる。 (4) 注文量増加による間接費の低下を合理的に算定し、調弁価格に反映させる。 (5) 固定資産(増加設備を含む)の減価償却費は、(1)により損失認定されるもの以外、平常の償却率による。 (6) 統制価格、市場価格があるものもそれによる。 (7) 下請工場に不当の利潤を与えないため、注文が競合しないようにする。 (8) 販売利益率は、総原価の5分以下に適正に決定する。ただし、資本回転率が低い場合は、5分以上1割以下にすることができ
昭和 15年度 軍需品 調弁 要領	昭和14年9月18日又はそれ以前の最近調弁価格を「基準価格」とし、それ以下に努める。このため、計画調弁を徹底し、軍需品工場事業地検査の適用等により、軍需品工業の経営合理化による生産原価の低下を促進せしめ、調弁価格以下に低下するように努める。	1 基準価格超過の場合 (1) 1品目1万円以上(兵装は10万円)以上 陸軍大臣に申請し、認可を受ける。 ※軍需品契約の場合は、当該契約期間中の所要見込数量を基礎として算出した金額 (2) 1品目3千円以上 所管大臣に申請し、認可を受ける。 ※航空艦艇は航空本部長が定める金額 (12)申請価格の例外規定あり 2 価格統制令の金額超過の場合 (1)兵器、弾薬等で軍機保護上必要のある軍需品は、供給者等が当該部隊長経由で陸軍大臣に申請し、認可を受ける (2)前号以外、供給者が主務大臣に申請し、認可を受ける	1 軍需品工場の計画生産を助長し、経済の調和合理化を促進すると共に生産性の向上、生産原価の低下に努めようとする。事業指導要領に準拠し、以下の事項を徹底する。 1 調弁計画を立案し、計画調弁を徹底する 2 経営の刷新合理化のため統制価格の適用を図る 3 資材、労力及び資金の供給又は取得経路の強化並びに原材料の官給等の措置を行う 4 下請発注の合理化と下請価格の適正を図る 5 軍需品とその原材料等の規格仕様を統一化し、代用品の使用、換装の合理化を図る 6 陸軍部内及び陸軍軍の調弁価格を努めて協定する	1 基準価格以下となるように努める 2 公定価格、協定価格があるものは、協定価格の範囲内とする 3 1・2の価格を超過する場合は、事前認可を受ける 4 工場生産品は、原則として原価計算による原価を基礎としてこれに適正な判定を加え、将来の契約条件、生産条件、当該工場の経営状況等を斟酌して適正利益を加算する	—	—	—
昭和 16年度 軍需品 調弁 要領	—	—	軍需品工場の計画生産を助長し、経済の調和合理化を促進すると共に生産性の向上、生産原価の低下に努めようとする。事業指導要領に準拠し、以下の事項を徹底する。 1 調弁計画を立案し、計画調弁を徹底する 2 経営の刷新合理化のため統制価格の適用を図る 3 資材、労力及び資金の供給又は取得経路の強化並びに原材料の官給等の措置を行う 4 下請発注の合理化と下請価格の適正を図る 5 軍需品とその原材料等の規格仕様を統一化し、代用品の使用、換装の合理化を図る 6 陸軍部内及び陸軍軍の調弁価格を努めて協定する	原則として原価主義による。原価に付加する利益は、軍需品工業の健全な育成発達に必要利益を付与すると共に、過当利益の発生を防止し、経済上の優劣性・軍需の特殊性等に対して必要な工場を加え、軍需品工業の生産性向上を図る。 1 調弁価格を各工場の製品別に決定するのを原則とする。各工場の製品原価に適正利益を附加するのを要する。 2 公定価格、協定価格があるものは、協定価格の範囲内とする。 3 工場生産品は、原則として原価計算による原価を基礎としてこれに適正な判定を加え、将来の契約条件、生産条件、当該工場の経営状況等を斟酌して適正利益を加算する。 4 試作兵器等は原価計算に基づく原価に適正利益を附加する。 5 価格統制令の金額超過の場合 (1)兵器、弾薬等で軍機保護上必要のある軍需品は、供給者が当該部隊長経由で陸軍大臣に申請し、認可を受ける。 (2)前号以外、供給者が主務大臣に申請し、認可を受ける。 ※軍需品契約は、品目別に、地方長官に申請し認可を受ける。	努めて年度当初に契約を実施すると共に前金払・概算払制度を活用し、支払の迅速化に相まって軍需品工業の健全に寄与する。 1 契約は原則として1年分を締結し、必要に応じて数量の増減、価格の改定に関する条件を付す 2 契約は努めて年度当初に行うようにする。前年度末までに準備完了する 3 前金払・概算払契約は、契約当初に契約金額の3/4以内を支払う 4 分納が予想される場合は部分払契約とし、分納の都度当該部分の金額を支払う。前金払契約の場合、当該納入部分の残額を支払うのを原則とする。	—	—
緊急 軍需品 調弁 要領	—	—	1 概算契約の場合、過去の原価又は契約価格等を参照した概定価格で契約し、原価調査の結果に基づき原価に適正利益を附加した価格で精算する。 2 公定価格又は協定価格等概算の金額を超過しない調弁が不可能な場合は、公定価格又は協定価格等の金額で概算契約を行い、所収の取扱後精算する。 3 概算払契約は、1938年3月勅令第162号「昭和十三年法律第十六号」に依り前金払又は概算払を為し得る場合等に関する件」の範囲内とする。 4 前金払・概算払は概算契約の範囲内とする。必要と認められる場合は、前金払・概算払の取扱に関する件」にかかわらず、契約金額の4/5までとすることができる。代金支払いは迅速に行い、必要に応じて部分払いとする。 5 原価低下に対する差額利益は、陸軍軍需工業適正利益率算定運用方針にかかわらず、当該業種の正常原価と当該経営の製品原価との差額の2/3を標準とする。 6 概算払契約の生産促進のため、工場への監督を強化する。	—	—	—	—
陸軍 軍需品 調弁 実施 要領	—	—	1 概算契約を本則とする。 2 調弁の実施は計画調弁(年度当初に計画)とし、隷下部隊を包括して調弁を統制する。 3 発注は努めて長期、かつ早期に内示(軍需品工場の生産促進、計画化を図る) 4 発注は、軍需品工場の設備、技術等を奨励し、品目を統合、単一化を図り継続発注により生産率の向上を図る。 5 軍需品とその原材料等の規格仕様を統一化し、適用上支障がない程度に低下した価格の使用を図る。換装で規格に適合しないものについて、実用上支障がないものについては、努めて減価採用を行う。	1 調弁価格を各工場の製品別に決定するのを原則とする。各工場の製品原価に適正利益を附加して決定する。工場生産品以外又は原価調査が困難なものは、公定価格、協定価格等の範囲内で決定することができる。 2 公定価格、協定価格等の範囲内とする。必要と認められる場合は、事前認可を受ける。 3 1・2の価格を超過する場合は、事前認可を受ける。 4 工場生産品は、原則として原価計算による原価を基礎としてこれに適正な判定を加え、将来の契約条件、生産条件、当該工場の経営状況等を斟酌して適正利益を加算する。 5 価格統制令の金額超過の場合 (1)兵器、弾薬等で軍機保護上必要のある軍需品は、供給者が当該部隊長経由で陸軍大臣に申請し、認可を受ける。 (2)前号以外、供給者が主務大臣に申請し、認可を受ける。 ※軍需品契約は、品目別に、地方長官に申請し認可を受ける。	—	—	—

出所) 陸軍省監査課「軍需品調弁価格決定要領に関する件」(1) JACAR [アジア歴史資料センター] Ref. C04121608200, 1939年; 陸軍省監査課「昭和15年度軍需品調弁要領に関する件」(1) JACAR [アジア歴史資料センター] Ref. C04122019500, 1940年; 陸軍省監査課「昭和16年度軍需品調弁要領に関する件」(1) JACAR [アジア歴史資料センター] Ref. C04122700200, 1941年; 陸軍省監査課「緊急軍需品調弁要領に関する件」(1) JACAR [アジア歴史資料センター] Ref. C0412332500, 1941年; 陸軍省監査課「陸軍軍需品調弁実施規定に関する件」(1) JACAR [アジア歴史資料センター] Ref. C06630027600, 1942年

表2 調弁実施部隊に対する協力、政府に対する対策の促進要望一覧表

関係局課が調弁実施部隊に協力する事項	関係局課が政府に対して対策の促進を要望する事項
1 調弁関係機関の充実 2 工場毎の原価，総合利益率等の差異を適正に調達価格に反映させた場合の価格差に対する会計検査院の認識改善 3 調弁示達方法の合理化 4 造兵廠兵器単価を値下げすることによる調弁実施部隊への刺激 5 海軍省関係各局課との協力 6 各省に対し本趣旨に共鳴させること	1 物価政策の強化徹底 (1) 公定品の物価の低下 (2) 未公定品の公定。特に主要原材料，工作機械等 (3) 植民地及び満支物価政策の合理化 2 物価政策強化のため，物資統制の強化 3 賃金政策の強化徹底，促進のための労力配給統制の強化 4 総動員法第十一条勅令の合理的な運用

出所) 陸軍省監査課「軍需品調弁価格決定要領に関する件(2)」JACAR [アジア歴史資料センター] Ref. C04121608300, 1939年

令の運用等により，軍需品企業の経営合理化による生産原価の低下を促進指導し，基準価格以下に低下するように努めるとしている⁽¹³⁾。方針自体は，14年度要領と同様であるが，前年度よりも軍備拡充が全面に押し出されたものとなっている。

調弁実施要領では，軍需調弁及び軍需品企業経営の合理化によって，調弁の円滑化と調弁価格の低下を図り，新軍備計画の軍需整備を完遂するとしている。そして，「軍需工業指導要綱」（陸密第442号，1940年3月15日）に基づくもの及びその他の事項について，実現を図るとしている⁽¹⁴⁾。この「軍需工業指導要綱」に基づく事項は，調弁実施要領に示すうち，以下の「一～五」であると思われる。

「一 軍需調弁ノ計画性ヲ強化シ調弁ノ統制ヲ図ル」⁽¹⁵⁾では，経営の合理化，能率増進と共に生産原価の低下を図るため，次の事項について実行に努めるとしていた。①継続調弁を実施する，②一工場に対する発注をなるべく単種多量とする，③高能率優秀工場に重点発注を行う，④注文の内示を早期に行う，⑤工場設備，能力及び技術を勘案して発注品目を決定するの5点であり，④を除きいずれも作業の習熟による原価逓減を図るための施策といえる。

「二 工場経営ノ合理化ニツキ指導監督ヲ強化ス」⁽¹⁶⁾では，軍需品工場の合理化について，次の事項につき指導監督を強化し，能率増進と生産原価の低下を図るとしていた。①工場での作業計画と材料取得計画を確立する，②工程管理，材料管理，

労務管理，運搬管理等，工場管理に関する組織を整備し，管理の合理化を図る⁽¹⁷⁾，③軍需品工場事業場原価計算要綱に基づく原価計算制度の確立，④予算統制による経費支出の緊縮の4点であり，いずれも管理面からの合理化であるといえる。

「三 軍需品工場ニ於ケル資材，労力及資金ノ取得斡旋ノ強化又ハ原材料ノ官給等ノ措置ヲ構ス」⁽¹⁸⁾では，軍需品企業での資材，労働動力不足及び配給の不円滑で生産が阻害されている現状から，次の事項について処置し，生産の助長と生産原価の低下を図るとしていた。①資材，労力及び資金の取得斡旋を計画的に行うと共に強化する，②なるべく原材料の官給を図る，③必要に応じて工作機械等を貸与するの3点であり，どちらかといえば生産の助長を重視した処置であるといえる。これらの記述から，当時既に物資動員計画により，軍需品企業でも材料等の入手難に陥っていたことが理解できる。

「四 下請工場ノ組織化ニヨリ下請価格ノ適正低下ヲ図ル」⁽¹⁹⁾では，次の事項について指導統制を行い，下請関係を有機的に結合し，下請工場の経営合理化と下請価格の適正化を図るとしていた。①下請工場のうち，比較的経営規模が大きく技術が優秀な所は努めて専門部品工場とし，各部隊が直接指導を行う，②軍需品下請工場となりえる中小下請工場については，各部隊が指導統制を行って親工場と下請工場を有機的に結合し，親工場が下請工場に対して発注量の保障，原材料の供給，技術指導及び資本援助を行う，③下請価格の適正

化を指導するの3点であり、下請けの統制による価格低減を目論んでいたと言える。

「五 軍需品並其原材料等ノ規格仕様ノ統一、低下、代用品使用並検査ノ合理化ヲ図ル」⁽²⁰⁾では、資材不足に対応するため、生産能率の増進と価格の低下を図る目的で、規格と検査の合理化について次の事項の研究を促進し、実行するものとしていた。①規格を努めて統一化すると共に、実用上支障が生じない程度までの規格の低下及び代用品の使用範囲の拡張、さらに努めて日本標準規格の採用を図る、②規格外でも実用上支障のないものは努めて減価採用を行うことの2点であり、資材不足の解消を目的とした規格の低下が中心であった。これは、やむを得ない処置とはいえ1943年以降の航空戦力低下の原因の一つとなっている⁽²¹⁾。

その他、「七 前金払及び概算払ハ実情ニ即応シテ分割交付ス」⁽²²⁾では、前金払及び概算払の実施に関し、供給者の資力、信用力及び必要度を勘案し、努めて分割払いとすると共に、契約期間が6ヶ月以上になるものについては、契約当初に契約金額の2分の1以内を支払うものとしている。この措置は、供給者（軍需品企業）の資金状況を改善し、軍需品の円滑な納入に効果を発揮したものである。

(3) 昭和十六年度軍需品調弁要領

「昭和十六年度軍需品調弁要領」（以下、「16年度要領」と略記）は、「経済情勢ノ変化、経理検査及軍需品工場観察ノ実績並ニ軍需品工場ノ会計監督制度整備状況等ニ即応シテ昭和十五年度軍需品調弁要領ニ相当ノ改正ヲ加ヘ」て1941年1月27日に制定されたものである。昭和15年度からの状況変化については、表3に示すとおりである。昭和15年度からの経済情勢の変化は劇的であり、経済新体制による経済の萎縮、部隊調弁の稚拙さから軍需品工場への資金流通がうまくいかず、生産力拡充に支障が生じていたことが読み取れる。また、会計監督制度は順調に推移しており、それに伴い原価計算制度が確立され、調弁の適正化に資するまでになっていた。これにより「作戦補給並ニ軍備充実計画ニ伴フ膨大ナル資材調達ヲ確保スルト共ニ軍需生産力ノ拡充ヲ促進シ且軍需産業ノ健全ナル育成発達ヲ図」⁽²³⁾ろうとしていたのである。

表1に示すとおり、16年度要領の方針での最大の変更点は、軍需品工場事業場検査令に基づき1939年10月より開始された統一原価計算制度が軌道に乗ったことにより、調弁価格の形成を前年度の基準価格以下に努める「基準価格主義」から

表3 昭和15年度からの状況変化一覧

経済情勢の変化	経理検査及び軍需品工場観察の結果	軍需品工場の会計監督制度の整備状況
1 外交転換に伴う海外物資の輸入途絶による物資動員計画の再編成から、国防国家体制の完成に向け自給経済の確立が急務である。 2 現状の国際情勢から、軍需工業力の飛躍的発達が必要である。 3 経済新体制の確立を図ろうとしていることから、総合的計画経済の遂行が必要である。 4 インフレ傾向から一転して金融が引き締まったが、最近はやや緩和されてきた状態である。 5 経済新体制の確立に伴い、中小工業の転失業対策が重要な課題となってきた。	1 各部隊の調弁は依然として旧態依然のものであり、計画調弁あるいは調弁の統制について不備の点が多く、統制経済に即応していない。 2 調弁価格は、各部隊の努力によって概ね低下しているが、これ以上の低下は困難であり、ややもすると作戦資材整備に支障が生じたり、生産力拡充を阻害するおそれがある。 3 契約の締結が遅延気味であり、このため前金払が遅れ、軍需企業の資金供給に支障をきたしている。	1 原価計算制度及び会計制度は概ね確立し、経営上の基礎を把握するに至っている。 2 経理及び原価調査は進展し、逐次調弁に反映しており、調弁の適正化に寄与している。 3 経営に関する指導監督は、軍需産業の育成発展に重点を指向しており、主として経営の計画性付与、経営の刷新合理化、経理実施の適正化を図っている。

出所) 陸軍省監査課「昭和16年度軍需品調弁要領に関する件」JACAR [アジア歴史資料センター] Ref. C04122700200, 1941年

原価を基礎に適正利益を附加する「適正価格主義」に転換したことである。

調弁要領については、15年度要領と比較して大きな変更点はない。若干の変更があるので、その部分だけ抜き出して見ていきたい。

「一 軍需調弁ノ計画性ヲ強化シ調弁ノ統制ヲ図ル」が「一 調弁計画ヲ確立シ計画調弁ニ徹底スルト共ニ調弁ノ統制ヲ図ル」に変更となり、調弁の計画性強化から調弁計画の確立と、さらに踏み込んだ対応となった。これは「統制経済下ニ於ケル軍需品調弁ノ成果ハ一ニ懸ツテ調弁計画ノ適否ニ」あるためであり、徹底事項として「年度ニ於ケル所要調弁量ノ調査ヲ的確ナラシメ勉メテ一括調弁ヲ為スコト」⁽²⁴⁾が追加されている。

「二 工場経営ノ合理化ニツキ指導監督ヲ強化ス」が「二 軍需品工場ニ於ケル経営ノ刷新合理化ニ付指導監督ヲ強化徹底ス」に変更となり、経営の刷新を新たに加えこれを強化徹底すると、さらに踏み込んだ対応となっている。これは経営の刷新合理化を目的に実施した「軍需工業経営能率指導講習会ノ効果ヲ活用」⁽²⁵⁾し、次の事項について指導監督の強化徹底を図るとしていた⁽²⁶⁾。①工場の経営改善に必要な組織の整備、改善計画の樹立及び実施、②経理及び原価比較制度の確立による経営の合理化、能率増進のために能率監査を強化することとしていた。これらは、工場の能率向上による生産増加と原価低減を目指した施策であるといえる。

「四 下請発注ノ合理化ト下請価格ノ適正化ヲ図ル」では、「部隊ニ於テ直接下請工場ニ発注スル場合ニ在リテハ昭和十五年十二月陸支密第四二〇五号陸海軍其ノ他発注官衙直接利用下請工業整備要綱ニ依ルコト」⁽²⁷⁾が追加されている。この「陸海軍其ノ他発注官衙直接利用下請工業整備要綱」では、直接利用する下請工場を集団利用工場と単独利用工場に分け、単独利用工場の専属化と共に、単独利用工場に対する経営改善、技術向上等に対する指導の実施、事業継続に対する協力が発注官衙に義務づけられていた⁽²⁸⁾。

価格決定要領では、調弁価格の形成を「基準価格主義」から「適正価格主義」へ大幅に転換した

ことから、原価に附加する適正利益について次のように述べている。適正利益は、「過当利益ノ発生ヲ防止」すると共に「経営上ノ優秀性及事業ノ特殊性等ニ対シ必要ナル考慮ヲ加」え、「軍需産業ノ健全ナル育成発達ニ必要ナル利益」を付与し、最終的に「軍需産業ノ生産性ノ向上」⁽²⁹⁾を図るものである。

そして次の2点が、新たに追加されている。1点目が、調弁価格は各工場の製品について個別に決定するのが原則であり、製品原価に軍需工業適正利益率算定要綱（1941年3月）に基づいて算定した適正利益を附加するのが本則である。そして、製品原価は原価計算要綱により算定した最近の原価を使用するが、「契約条件並ニ生産数量、完熟度、原材料価格等生産条件ノ変化ニ依リ製品原価ニ相当ノ差異ヲ生スル場合」⁽³⁰⁾（傍点は引用者）は、これらを加味して計算することとしていた。2点目が、試作兵器等の調弁価格については、当初概定価格で概算払契約を締結し、完成後に製作実費を原価計算で算出し、適正利益を附加して契約するのを原則とするものである。2点目が追加された理由は、従来の試作兵器の調弁価格が実費を全額負担するものではなかったため、損失を量産品に転嫁する等、不適切な処理が行われていたことから、これを実費主義に改めたものである。ただし、この場合の当初に締結する概算契約金額は、精算時の確定契約金額の半額以上であることが条件であった⁽³¹⁾。

契約実施要領は16年度要領で新設された区分であり、「契約ノ促進ヲ図ルト共ニ前金払及概算払制度ヲ活用シ支払ノ迅速ト相俟ツテ供給者ノ金融ニ寄与」⁽³²⁾することを目的としていた。基本的に表1に示すとおりであるが、前年度までの各要領で規定がなく新たに追加された事項が、1年分の契約締結（その際、必要に応じて数量の増減、価格の改定ができる条件を付与）を行うことである。その他、前金払及び概算払可能な金額が、契約額の2分の1から4分の3まで拡大されている。

(4) 緊急軍需品調弁要領

表1に示すとおり、「緊急軍需品調弁要領」（以

下、「緊急要領」と略記）（1941年8月7日制定）の方針は、次の3点である。①軍需品の調弁は、整備・補給のため、特に迅速確実に行う、②生産増強のため、所要資金の円滑化に協力し、生産効率優秀な軍需品企業に対して利益率を向上する、③調弁は随意契約を本則とする⁽³³⁾。①及び②から、軍需品確保のため企業側の利得心を利用し、生産増強を図ろうとしていることが読み取れる。また、緊急調弁であることから契約締結までの時間が短い随意契約が本則となり、それまで原則であった一般競争契約が脇へ押しつけられる結果になっている⁽³⁴⁾。

要領は、表1に示すとおりである。要領2では、当初公定価格又は価格等統制令の金額で概算払契約を行い、所定の手続後に精算するものとしている。緊急要領で規定されていない事項は、16年度要領によると定めていることから、この所定の手続きとは、価格等統制令の超過額申請手続きを指しているものと思われる。

要領3の概算払の範囲は、「昭和十三年法律第十六号ニ依り前金払又ハ概算払ヲ為シ得ル場合等ニ関スル件」（勅令第162号、1938年3月）をまとめた表4のとおり、前金払を行える条件が9件

表4 陸軍及び海軍で前金払及び概算払が行える経費一覧

1 軍艦、兵器及び弾薬の材料及び原料	※
2 軍艦以外の船舶及びその材料	※
3 被服並びにその材料及び原料	※
4 糧秣並びにその材料及び原料	※
5 作業用器具機械及びその材料	※
6 艦営需品、港用品及び衣糧器具	※
7 庁中用以外の燃料及び潤滑油	
8 建築材料	
9 土木建築の工事	

注1 ※は概算払ができる経費

注2 軍艦、兵器及び弾薬の代価は、当分の間概算払とすることができる。

出所) 内閣「御署名原本・昭和十三年・勅令第一六二号・昭和十三年法律第十六号ニ依り前金払又ハ概算払ヲ為シ得ル場合等ニ関スル件」JACAR [アジア歴史資料センター] Ref. A03022184000, 1938年

であり、概算払の場合は7件であった。

要領4の「前金払又ハ概算払ノ取扱ニ関スル件」（陸普第1954号、1938年4月）における限度額は、「契約金額又ハ概算契約金額ノ四分ノ三ヲ超ユルコトヲ得ザル」⁽³⁵⁾としていたが、今回の要領でさらに5分の4まで拡大されている。

要領5の「陸軍軍需工業適正利益率算定要綱並ニ同運用方針」（陸支密第919号、1941年3月）における「経営ノ優秀性ニ対スル報酬トシテ利益ニ加算スベキ金額」は「当該業種ノ正常原価ト当該経営ノ製品原価トノ差額ニ三分ノ一ヲ乗ジ」⁽³⁶⁾た額であったが、今回の要領で3分の2を標準としたため、軍需品企業へ与える報奨利益が増額されている。

方針に見られるとおり、本要領でも軍需品企業の利得心を刺激して生産増強を図る施策がとられ、また、前金払及び概算払金額の支払限度を増額することにより、企業金融を円滑化し、間接的に生産増強を支援していたと考えられる。

(5) 陸軍軍需品調弁実施規程

陸軍軍需品調弁実施規程（以下、「調弁実施規程」と略記）は、1942年3月3日に16年度要領と緊急要領を統合して「大東亜戦争間一貫シテ之ヲ適用スル」規程として制定したものであり、「軍需品ノ調弁ヲ迅速確実ナラシメ軍需整備又ハ作戦補給ヲ確保スル為調弁価格ヲ適正ニシ軍需生産ノ増強ヲ促進」⁽³⁷⁾（傍点は引用者）することが目的であった。14年度要領及び15年度要領にあった調弁価格の低下や低物価の維持という言葉は一切なくなり、所要の作戦資材を確保するため、適正な調弁価格、いわゆる軍需品企業の利得心を利用した高利益価格により、生産増強を図ろうとしていたことが読み取れる。この頃は、太平洋戦争の緒戦であり、占領地を膨張させていた時期のため、作戦資材の確保が最大の課題であった。このため、何をおいても軍需品の生産量を増加させる必要があったのである。

調弁実施規程は、前述のとおり16年度要領と緊急要領を統合して規程化したため、基本的な内容に大きな変更はない。随時発簡されていた通達

第一章	総 則
第二章	調弁ノ実施
第三章	価格ノ決定
第四章	契約ノ締結
第五章	報 告
付録	価格等統制令ニ基ク申請手続

図1 調弁実施規程の構成

出所) 陸軍省監査課「陸軍軍需品調弁実施規程に関する件」JACAR [アジア歴史資料センター] Ref. C06030027600, 1942年

から規程になったので、図1に示すように26条5章構成になっている。従前と異なる部分について見ていきたい。

第3章第15条の適正利益では、従前の文言に「生産ノ増強ニ対スル刺激ヲ付与スベキモノ」⁽³⁸⁾（傍点は引用者）が新たに加わり、軍需品企業の利得心を利用しようとしていたことを如実に示している。

第4章第22条では、前金払、概算払の他、「軍需手形ノ認証又ハ手形ノ保証ニ関スル契約ヲ行フベキ」⁽³⁹⁾とし、第24条で「軍需手形ノ認証ニ関シテハ昭和十六年八月陸支普第一九二三号『軍需手形ニ依ル資金融通ニ関スル取扱要領』ノ定ムル

所ニ依ル」⁽⁴⁰⁾が追加されている。

3. 軍用自動車調弁の実態

(1) 96式牽引式自動貨車

本件は、1941年に陸軍兵器本部が96式牽引式自動貨車（以下、「96式自動貨車」と略記）を調弁した際、価格等統制令の指定額を超過したため、陸軍大臣に対して申請を行ったものである⁽⁴¹⁾。帝国自動車工業(株)（以下、「帝国自動車」と略記）の申請が1941年7月5日付⁽⁴²⁾、陸軍兵器本部会計部長名での申請が9月16日付であり、この際、申請価格が適当であることを述べ、参考に会計監督官が調査した原価調書を添付している。そして、最終的に陸軍大臣名で認可が下りたのが11月19日付であった。

帝国自動車の申請理由は、次のとおりである。1938年度より96式自動貨車を販売し、当時の契約金額が1,200円であったところ、軍の指示により1939年度から価格が1,158円に固定され、これがそのまま価格等統制令の指定額となり、車体価格が据え置きとなってしまった。しかし、原材料・工賃は、価格等統制令施行以前から大幅に値上がりしており、この金額では負担が余りにも多いため、今回の値上げ申請を行うものである⁽⁴³⁾。

表5 原材料に対する市場価格の騰落状況調査（木材）

（単位：円）

品 名		年度別	昭和14年	昭和16年4月	上昇率	摘 要
檜	8/4板	一等品	34.00	協 55.00	61.8%	東京市深川区木場四丁目五番地 武林六雄商店調査
〃	1	〃	33.00	〃 53.00	60.6%	
〃	2	〃	36.00	〃 58.00	61.1%	
〃	2 1/2	〃	38.00	〃 62.00	63.2%	
〃	3	〃	40.00	〃 62.00	55.0%	
桂	五分板	一等品	33.00	〃 45.00	36.4%	〃
〃	三分板	〃	36.00	〃 50.00	38.9%	〃
檜（土台横寝木材）			39.00	〃 55.00	39.2%	〃
檜		角	17.00	〃 23.00	35.3%	〃
樺		角	27.00	〃 40.00	48.1%	〃

出所) 陸軍省「価格等統制令の指定価格超過契約に関する件」JACAR [アジア歴史資料センター] Ref. C04123717300, 1941年

表6 原材料に対する市場価格の騰落状況調査（鋼材その他）

（単位：円）

品名	年度別	昭和14年	昭和16年4月	上昇率	摘要
山型鋼 5×40×20		屯当り 325:00	350:00	7.7%	帝国自動車工業株式会社企画部 資材課調査
板 2.6×32×32		〃 247:20	268:00	8.5%	
B 黒丸レザー 4尺4巾		2:30	4:30	87.0%	
A 〃 〃		2:75	2:95	7.3%	
麻 綿		1:80	2:95	63.9%	〃
ペイント（陸軍色）		54	62	14.8%	〃
桐ジャフ		70	88	25.7%	〃
オイルプライマー		1:50	1:96	30.7%	〃
ワイパー（1組）		2:80	4:40	57.1%	〃
幌		96:00	114:00	18.8%	〃

出所）陸軍省「価格等統制令の指定価格超過契約に関する件」JACAR [アジア歴史資料センター] Ref. C04123717300, 1941年

原材料の価格の上昇は、表5及び表6に示すとおりである。1939年度に比較して1941年4月は、鋼材関係が20円～25円アップしているが、値上率だけで見ると木材関係の方が高いといえる。申請書には、価格等統制令の指定を受けてからの原材料の値上率を10%としており、こちらは原材料の値上率平均だと思われる⁽⁴⁴⁾。木材や鋼板が原材料として多用されているのは、96式自動貨車が特殊な牽引鉤で高射砲を牽引する車両であり、その操作兵員等が乗車する木製荷台と、その荷台にある座席の下部に弾薬箱を12個積載するため、鋼製としていたことによるものである。

この申請書には、先述したように会計監督官の原価調書が添付されていた。正確には、調弁基礎価格算定表であり、会計監督官が実地調査に基づき、当該軍需品の個別原価及び原価附加利益率を計算し、調弁基礎価格を算出したものである。いふなれば、工場の実績原価を確認した上で算出した、本来軍需品企業に支払われるべき金額である。この調弁基礎価格算定表は、会計監督官が実際どのように調弁基礎価格を算定し、それを調弁官がどのように用いて調弁価格を決定していたかが判明する好資料である。

表7に示す調弁基礎価格算定表の原価附加利益率を見ると⁽⁴⁵⁾、資本構成比率及び経営資本回転

率を帝国自動車の財務数値から算定し、他人資本利子率及び自己資本利益率は昭和16年度業種別標準利益率及算定基準表を使用している。これは、「工場別利益率算定ニ当り基本配当率、社内保留率、課税率、他人資本率ハ統制上陸軍省ニ於テ定メタル業種別利益率中ノ各要素ヲ其ノ儘適用スルモノトス」⁽⁴⁶⁾と規定していたためである。この計算式等は、表8に示すとおりである。

供給者申請価格が適当かどうかは、表9に示す予定販売価格と表7に示す調弁基礎価格を比較し、予定販売価格1,500円<調弁基礎価格1,575.94円で判断していたようである。これは、後述する重修理自動車でも同様の取扱いであった。このように、陸軍省自体は、附加利益を割り増す形で軍需品企業の生産増強を意図する施策を行おうとしていたにもかかわらず、調弁の現場では、本来軍需品企業に支払われるべき価格よりも軍需品企業が申請したより低い価格を採用していたのである。単価上は75円の差額であるが、80台の調弁予定のため合計6,000円（現在価値に換算しておよそ600万程度）、その分を帝国自動車に負担させていたのである。帝国自動車の1942年下期の売上が3,184千円、製造原価及び一般管理費及販売費が2,711千円、当期損益金が212千円、社内留保は63千円（30%）であった⁽⁴⁷⁾。

表7 96式牽引自動車調弁基礎価格算定表及び原価附加利益率計算

計算種別		調弁基礎価格算定表						
3級		担任会計監督官 印 昭和16年 7月10日調						
品目	契約月日	契約番号	契約数量	単価	指図書番号	製造工場名		
96式牽引自動車車体	15.6.29	5.344	20	1158 00	生? 84	帝國自動車工業株式会社		
個別原価計算				原価附加利益率				
製造原価	直接材料費	主要材料費	438	76	資本構成比率	自己資本	42	
		買入部品費	310	17		他人資本	58	
		計	748	93		前受金/占ム率	17	
	直接労働費	直接労働費	244	49	他人資本利子率	5		
		直接経費	1	30	自己資本利益率	配当基本率	6.5	
		計	994	72		社内留保基本率	5.3	
	製造間接費	314	84	課税基本率		3.74		
	合計	1,309	56		計	15.54		
	一般管理費	85	12	経営資本利益率(総資本利益率)	8.9			
	販売直接費	-		経営資本回転率(総資本回転率)	実際回転率	0.48		
販売間接費	-		正常回転率		0.9			
計	-		適用スヘキ回転率		0.69			
合計	1,394	68	原価附加利益率	12.89				
調弁基礎価格算定								
区分	金額		備考					
製品原価	1,394 68							
通常利益	179 77							
原価差額利益	-							
役員法定賞与額	1 49							
同族会社税	-							
拡張資産利子	-							
調弁基礎価格	1,575 94							
◎所見 昭和15年7月着手 昭和16年3月完了 予定価格×実際価格÷換算シテ計算ス								

出所) 陸軍省「価格等統制令の指定価格超過契約に関する件」JACAR [アジア歴史資料センター]
Ref. C04123717300, 1941年

(2) 重修理自動車

本件は、1941年に陸軍兵器本部が重修理自動車(以下、「重修理車」と略記)を調弁した際、価格等統制令の指定額を超過したため、陸軍大臣に対して申請を行ったものである。日本自動車工業(株)(以下、「日本自動車」と略記)の申請が1941年12月15日付⁽⁴⁸⁾、陸軍兵器本部会計部長名での申請が12月27日付であり、この際、申請価格が適当であることを述べ、参考に会計監督官が調査した原価調書を添付している。そして、最終的に陸軍大臣名で認可が下りたのが翌1942年1月13日付であった。96式自動貨車の約4ヶ月に比較して、約1ヶ月での認可と、迅速に手続

- 自己資本利益率の計算
配当基本率は業種別標準利益率及算定基準表による。
社内留保基本率
= 配当基本率 6.5% × $\left(\frac{\text{社内留保率 } 45\%}{100 - \text{社内留保率 } 45\%}\right)$
= 6.5% × 0.81
= 5.3%
課税基本率は業種別標準利益率及算定基準表による。
※本来は3.65%であるが、3.74%を使用している。
理由は不明
自己資本利益率を経営資本に対する率に換算
= 自己資本利益率 15.54% × 自己資本構成比率 42%
= 6.52%
- 経営資本利益率の計算
前受金の他人資本に対する率に換算
= 前受金他人資本比率 17%
他人資本に対する適正な利率
= 通常利率 5% × $\left(\frac{100 - \text{前受金他人資本比率 } 17\%}{100}\right)$
= 5% × 0.83
= 4.15%
他人資本利率を経営資本に対する率に換算
= 他人資本に対する適正な利率 4.15%
× 他人資本構成比率 58%
= 2.40%
経営資本利益率 = 6.52% + 2.40%
= 8.9%
- 経営資本回転率の計算
経営資本回転率
= $\left(\frac{\text{正常回転率 } 0.9 + \text{実際回転率 } 0.48}{2}\right)$
= 0.69 ※ただし書の調整を実施
- 原価附加利益率の計算
原価附加利益率
= 経営資本利益率 8.9% ÷ 経営資本回転率 0.69
= 12.89%

きが行われていた。

日本自動車の申請理由は、次のとおりである。車体製作の主要構成材である山形鋼が、1940年以降市場に全く出回らなくなったため、やむを得ず厚鋼板を切断、折曲加工して使用しているものの、材料価格比が1対4となっている。さらに折曲加工鋼板の長さは、8尺が限度であり、作業屑の発生が多く、加工部分に対して補強が必要であるため、工賃が膨らんでいる。また、材料運搬費が1941年度まで供給元の負担であったが、1942年度より需要者側となり、1トン当たり平均5円の負担となっているため、今回の値上げ申請を行うものである⁽⁴⁹⁾。

原材料の価格上昇については、表10に示すとおり

軍需品調弁要領の変遷と調弁価格決定の実態

表 8 原価附加利益率計算方法一覧

昭和 16 年度 業種別標準利益率及算定基準表

	配当 基本率 (A)	社内 留保率 (B)	資本構成比率		他人資本 (E) 利子率	総資本 (F) 回転率	自己資本利益率				自己資本 利益 (I)	他人資本 利子 (II)	計 (H)	原 価 附 加 利 益 率
			(C) 自己資本	(D) 他人資本			配 当 (A) 基本率	社内留保 (B) 基本率	課 税 基本率	計 (G)				
金属鉱業	6.0%	40%	65%	35%	5%	1.2	6.0%	4.0%	3.12%	13.12%	8.53%	1.75%	10.28%	8.56%
精密機械工業	6.0%	40%	60%	40%		1.0	6.0%	4.0%	3.12%	13.12%	7.87%	2.00%	9.87%	9.87%
航空機工業	6.5%	45%	40%	60%		0.8	6.5%	5.3%	3.65%	15.45%	6.18%	3.00%	9.18%	11.48%
自動車工業	6.5%	45%	45%	55%		0.9	6.5%	5.3%	3.65%	15.45%	6.95%	2.75%	9.70%	10.78%
省 略	……	……	……	……		……	……	……	……	……	……	……	……	……

「利益率は各会社（工場）毎に個別に算定するを原則とするも個別算定の困難なる小規模経営又は調弁金額の小なる会社に対しては各業種別に算定せる標準利益率に依るものとしその業種別標準利益率は年度当初陸軍省経理局長より指示せらるる如く定められあり」

自己資本利益率 = 配当基本率 + 社内留保基本率 + 課税基本率

$$\text{配当基本率} = \frac{\text{平均株式利廻り又は配当金}}{\text{自己資本}}$$

$$\text{社内留保基本率} = \text{配当基本率} \times \text{社外分配比} \left(\frac{\text{社内留保率}}{100 - \text{社内留保率}} \right)$$

$$\text{課税基本率} = \frac{\text{法人税, 営業税及び同附加税}}{\text{自己資本}}$$

$$\alpha \text{ 自己資本利益率を経営資本に対する率に換算} = \text{自己資本利益率} \times \text{自己資本構成比率} \left(\frac{\text{自己資本}}{\text{総資本}} \right)$$

$$\beta \text{ 他人資本利子率を経営資本に対する率に換算} = \text{他人資本利子率} \times \text{他人資本構成比率} \left(\frac{\text{他人資本}}{\text{総資本}} \right)$$

※前受金のある場合（他人資本に対する適正な利子率を計算し、他人資本利子率に置き換え）

$$\text{前受金の他人資本に対する率に換算} = \text{前受金他人資本比率} \left(\frac{\text{前受金}}{\text{他人資本}} \right)$$

$$\text{他人資本に対する適正な利子率} = \text{通常利子率} 5\% \times \left(\frac{100 - \text{前受金他人資本比率}}{100} \right)$$

$$\text{経営資本利益率} = \alpha + \beta$$

$$\text{経営資本回転率} = \frac{\text{総販売高原価 (売上原価)}}{\text{経営資本平均在高}} \quad (\text{ただし, 業種の正常経営資本回転率の差の} \frac{1}{2} \text{を加減し, 調整})$$

$$\text{原価附加利益率} = \frac{\text{経営資本利益率}}{\text{経営資本回転率}}$$

出所) 本間正人 [2010] 『調達会計史序説 (その 1) — 軍需品調達の系譜と利子・利益の概念及び計算方法の変遷を中心に —』 『産業経理』 Vol. 70, No. 1, 117頁, 2010 年 4 月

陸軍省「陸軍軍需工業適正利潤算定要綱並同運用方針に関する件」 JACAR [アジア歴史資料センター] Ref. C01005936900, 1941 年

りである。山形鋼及び厚鋼板それぞれの上昇率は、96 式自動貨車の半分以下であるが、これだけで厚鋼板の折曲加工の材料価格比は見えてこない。

この申請書には、96 式自動貨車と同様に調弁基礎価格算定表が添付されており、表 11 に示すとおりである。重修理車の予定販売価格は 5,650 円、調弁基礎価格が 5,733.02 円となっており、予定販売価格 < 調弁基礎価格であった。もっとも、日本自動車の提出した原価計算表自体の価格は 5,482.73

円であることから⁽⁵⁰⁾、調弁基礎価格 (5,733.02 円) と原価計算表価格 (5,482.73 円) の差額の 2 分の 1 (125.15 円) を原価計算表価格に加算 (5,607.88 円) して検討し、予定販売価格を決定したのではないかと考えられる。

予定販売価格と調弁基礎価格の差額は 83 円であり、調弁予定数は 19 組のため 1,577 円、現在価値に換算しておよそ 157 万円を日本自動車に負担させていた計算になる。日本自動車の 1942 年

表 9 96 式牽引自動貨車見積原価計算表

予定販売価格
原価計算表

帝国自動車工業株式会社

昭和16年 2月10日

製造指図書番号		得意先		仕上要求日		製造原価		製造原価		總原価											
品名 九六式牽引自動貨車		契約番号		製品納入日		摘要		摘要		摘要											
数量 一台		受付日		製造完成日		構成比率		構成比率		構成比率											
直接材料費			直接賃金			直接経費			間接費			製造原価			總原価						
品名	数量	単価	金額	構成比率	製造部門名	作業時間	平均賃金率	金額	構成比率	部門名	配賦基準率	配賦率	作業時間	金額	構成比率	摘要	金額	構成比率	摘要	金額	構成比率
主要材料					鉄工			旅費	2.25	工場管理1						直接材料費	701.83		製品原価		1397.99
鋼材		86.67			仕上			工資	1.30	購買課				4.21		直接賃金	222.47				
ゴム		5.86			機木			消耗品	54	倉庫課				18.25		直接経費	4.09		一般管理費		85.93
硝子		8.90			木工				15.13	労務課				15.13		直接原価	928.39				
塗料		24.45			塗装				3.71	原価課				3.71							
木材		195.73			板金				4.09					41.30		工場管理1	41.30				
内張品		60.59			内張					製造部門						製造部門費	286.43				
買入部品		319.63			組立					鉄工部				119.84		基礎原価	1266.12				
										仕上部				18.47							
										機木部				16.50		工場管理2	45.94				
										木工部				72.95		合計	1312.06		販売間接費		
			701.83						222.47					36.22				内訳金額			
										塗装部									発送費		
										板金部				17.14		控除項目			納入試験費		
										内張部				8.53		作業間収益					
										組立部				6.78		其他雜収入					
									296.43					296.43		製造原価	1312.06				
										工場管理2											
									45.94	製造部									利益		109.60
																			1台		1506.99
記事	出上り数量																				
	仕損数量																				
作業間見積数及評価単価 備考 (1台当り利益七分八厘四毛109.60ヲ加算スト1,506.99トナルモ雜數切捨 1台当 1,500.00トス)																					

出所) 陸軍省「価格統制令の指定価格超過契約に関する件」JACAR [アジア歴史資料センター] Ref.C04123717300. 1941年

軍需品調弁要領の変遷と調弁価格決定の実態

表10 原材料に対する市場価格の騰落状況調査（鋼材の部：屯単位）

（単位：円）

年度別		昭和14年	昭和15年	昭和16年	上昇率	摘要
品名						
山型鋼	3×20	236.00	236.00	237.00	0.4%	
〃	3×25	211.00	211.00	222.00	5.2%	
〃	3×30	211.00	211.00	217.00	2.8%	
〃	3×40	211.00	211.00	212.00	0.5%	
厚鋼板	3.2×3×6	254.00	254.00	248.00	-2.4%	
〃	3.2×3×6	253.00	253.20	254.00	0.3%	
〃	1.6×3×6	258.47	258.47	269.00	4.1%	
〃	3×3×6	263.75	263.75	275.00	4.3%	
〃	4×3×6	265.86	265.86	276.00	3.8%	
〃	5×3×6	265.86	265.86	276.00	3.8%	

注) 上昇率は昭和14年と昭和16年を比較している。

出所) 陸軍省「価格等統制令の指定価格超過契約に関する件」JACAR [アジア歴史資料センター] Ref. C04123708000, 1941年

表11 重修理自動車調弁基礎価格算定表

個別原価計算				原価附加利益率				
要素			金額	要素		率		
総 原 価	製 造 原 価	直接 材料費	主要材料費	1,042	資本構成比率	自己資本	31%	
			買入部品費	3,032		他人資本	69%	
			計	4,074		前受金ノ占ム率	47%	
	原 価	直接 経費	直接労働費	411	他人資本利子率		5%	
			計	4,498	自己資本利益率	配当基本率	6.50%	
	製 造 間 接 費	合 計	製造間接費	510		社内留保基本率	5.30%	
			合計	5,009		課税基本率	3.65%	
	備 価	一般管理費		} 356	経営資本利益率（総資本利益率）		6.62%	
		販売直接費			} 2	経営資本回転率 （総資本回転率）	実際回転率	1.1
		販売間接費					正常回転率	0.9
計		適用スヘキ回転率	1.0					
総計			5,365	原価附加利益率		6.62%		
調弁基礎価格算定								
区分			金額	備考				
製品原価			5,365	本調査ハ事後実際計算ナリ 自昭和十五年十月 }ノ間ノ製作ニカカル十七組ノ調査トス 至 〃十六年三月 }				
通常利益			355					
原価差額利益			—					
役員法定賞与額			12					
同族会社税			—					
拡張資産利子			—					
調弁基礎価格			5,733					
◎所見								

出所) 陸軍省「価格等統制令の指定価格超過契約に関する件」JACAR [アジア歴史資料センター] Ref. C04123708000, 1941年

下期の売上が2,239千円、製造原価及び一般管理費及販売費が2,060千円、当期損益金が75千円、社内留保は30千円（40%）であった⁽⁵¹⁾。

4. おわりに

軍需品調弁要領の方針の変遷を追っていくと、14年度要領及び15年度要領にあった調弁価格の低下や低物価の維持という文言は、緊急要領以降、一切見られなくなり、所要の作戦資材を確保するため、適正な調弁価格、いわゆる軍需品企業の利得心を利用した高利益施策により、生産増強を図ろうとしていたことが読み取れる。また、軍需品調弁要領自体も、価格の決定方法に関する内容だけではなく、調弁実施要領や契約実施要領も含み、工場経営の合理化や下請工場の組織化等を指導すると共に、前金払や概算払を積極的に行い、軍需品企業の金融支援まで行っていたのである。軍需品企業に対する陸軍の育成施策は、本来であれば戦争開始以前に完了させておくべき筋合いのものであった。陸軍は、戦争のさなかに軍需品企業を育成しつつ、高利益施策を用いて軍需品の増産を目論み、その一方で膨大な消耗戦を行っていたのである。

陸軍省自体は、必要原価に附加利益を割り増す形で軍需品企業の生産増強を意図する施策を行おうとしていたにもかかわらず、実際の調弁現場では、96式自動貨車や重修理車の例が示すとおり、そのような運用がなされていなかった。会計監督官が算定した本来軍需品企業に支払われるべき調弁基礎価格よりも、軍需品企業が申請したさらに低い予定販売価格を調弁官が採用して契約を締結していたのである。実際の調弁現場からすれば、調弁価格を抑えた方が限られた予算内で調弁数量を増加させられるため、その心情は理解できないものでもない。しかし、2社の社内留保額をみる限り、陸軍省の意図した個々の軍需品企業の生産増強に、直接結び付かなかったのではないかと考えられるのである。

《注》

- (1) 衆議院調査部『戦時超過利潤の統制に関する調査資料』衆議院公報附録 調査資料第三十八号、1940年、94頁。
- (2) 原価計算要綱等に基づく軍需品の調弁が行われたのは、工場で製造された軍需品を除き、なおかつ民間の工場事業場で製造された軍需品でも公定価格や協定価格があるものは除外されている（陸軍省監査課「昭和16年度軍需品調弁要領に関する件」JACAR [アジア歴史資料センター] Ref. C04122700200, 1941年）。
- (3) 黒沢清『日本会計制度発展史』財経詳報社、1990年。
- (4) 千葉準一「戦時統制経済期における会社経理統制(1)——陸軍省による軍需品工場事業場経理統制の展開——」『経済志林』第77巻3号、2010年3月、385-413頁。
- (5) 青木茂男編『日本会計発達史——わが国会計学の生成と展望——』同友館、1976年。
- (6) 陸軍省監査課「軍需品調弁価格決定要領に関する件(1)」JACAR [アジア歴史資料センター] Ref. C04121608200, 1939年。
- (7) 前掲、陸軍省監査課「軍需品調弁価格決定要領に関する件(1)」。
- (8) 「陸軍軍需監督官令」（勅令第30号、1938年1月）により、相手工場との特約に基づき、監督官・会計監督官等を工場に配置できるようになり、契約に基づく所要の監督に関する業務を行っていた。
- (9) 陸軍省監査課「軍需品調弁価格決定要領に関する件(2)」JACAR [アジア歴史資料センター] Ref. C04121608300, 1939年。
- (10) 前掲、陸軍省監査課「軍需品調弁価格決定要領に関する件(2)」。
- (11) 前掲、陸軍省監査課「軍需品調弁価格決定要領に関する件(1)」。
- (12) 経営比較要綱、財務比較要綱等の各種規程の発表前であり、回転率や使用総資本に対する定義がないと計算できないため、陸支密第1136号にその辺が詳述されていた可能性が高い。防衛省防衛研究所資料閲覧室で調査したが、実物を発見することはできなかった。また、時期的に、日中戦争が勃発したことにより制定された軍需品調弁価格決定要領であると思われる。
- (13) 陸軍省監査課「昭和15年度軍需品調弁要領に関する件」JACAR [アジア歴史資料センター] Ref. C04122019500, 1940年。
- (14) 「軍需工業指導要綱」は、目次が第一章 綱領、

軍需品調弁要領の変遷と調弁価格決定の実態

第二章 軍需工業能力ノ拡充, 第三章 軍需工業態勢ノ刷新整備, 第四章 軍需工業構成要素ノ需給調整, 第五章 軍需工業ニ対スル軍ノ監督指導並工場ノ利用培養, 第六章 軍需工業戦時転移ノ準備, となっており, 修正軍備拡充計画が確定したことによる生産力拡充が主目的であった。綱領では、「軍備充実並時局補給ニ遺憾ナカラシムルト共ニ蘇支ニ正面作戦ノ遂行ニ即応セシムル」としており, ソ中ニ正面作戦ノ関係から「拡充ノ重点ハ飛行機並地上決戦兵器タル銃砲弾薬, 戦車及燃料自動車」(陸軍省工政課「軍需工場指導要綱に関する件」JACAR [アジア歴史資料センター] Ref. C01004787600, 1940年)としていた。

- (15) 前掲, 陸軍省監査課「昭和15年度軍需品調弁要領に関する件」。
- (16) 前掲, 陸軍省監査課「昭和15年度軍需品調弁要領に関する件」。
- (17) 昭和15年度会計監督官並びに調弁官会議の席上, 監査課長は運搬管理について「工場内ニ於ケル運搬設備又ハ之カ管理ノ良否ハ工場経営ニ影響スル処少カラス単ニ運搬能率ノミナラス作業ニ手待チ生セシムルモノ少シトセス之カ合理化ニ関シ指導上留意ヲ望ム」(陸軍製絨廠「昭和十五年度会計監督並ニ調弁官会議事項要点」1940年)と述べている。おそらくベルトコンベア等の配置と保守を指しているものと思われる。
- (18) 前掲, 陸軍省監査課「昭和15年度軍需品調弁要領に関する件」。
- (19) 前掲, 陸軍省監査課「昭和15年度軍需品調弁要領に関する件」。
- (20) 前掲, 陸軍省監査課「昭和15年度軍需品調弁要領に関する件」。
- (21) ニッケルやモリブデンが手に入らなくなったため, これらの節約代用鋼が製造されるようになった。これは正規鋼より品質が落ちるため, エンジン生産時に折損が発生して生産自体がストップしたりしている。ある作戦では, 参加24機中エンジン不調で引き返したのが9機であったと言われる(碇義朗『海軍技術者たちの太平洋戦争』光人社, 1989年, 180-184頁)。
- (22) 前掲, 陸軍省監査課「昭和15年度軍需品調弁要領に関する件」。
- (23) 陸軍省監査課「昭和16年度軍需品調弁要領に関する件」JACAR [アジア歴史資料センター] Ref. C04122700200, 1941年。
- (24) 前掲, 陸軍省監査課「昭和16年度軍需品調弁要領に関する件」。
- (25) 前掲, 陸軍省監査課「昭和16年度軍需品調弁

要領に関する件」。

- (26) この講習会を実施した理由は, 軍需品工場が生産力拡充のため規模を著しく拡大したにもかかわらず, 「経営管理ノ合理化ニヨル能率増進, 生産原価低下ニ関スル施策未タ之ニ伴ハサル」ことから資源の浪費, 原価高を招いているため, 「経営指導ニ関スル理論ト實際ノ知識ヲ直接軍需工場ニ注入スル」(陸軍省「軍需工業経営能率指導講習会実施の件」JACAR [アジア歴史資料センター] Ref. C07091438500, 1940年) ことにあった。東京会場では10月7日~11月6日までの135時間, 大阪会場では9月16日~10月19日までの194時間行われ, 軍需品工場には各工場につき1名の受講を割当て, 軍の会計監督官等に対する受講者・聴講者割当ては2会場合計で約600名であった(陸軍省「軍需工業経営能率指導講習会実施の件」JACAR [アジア歴史資料センター] Ref. C07091691900, 1940年; 陸軍省「軍需工業経営能率指導講習会の細部に関する件」JACAR [アジア歴史資料センター] Ref. C07091438700, 1940年)。
- (27) 前掲, 陸軍省監査課「昭和16年度軍需品調弁要領に関する件」。
- (28) 陸軍省工政課「陸海軍其他発注官衙直接利用下請工業整備に関する件」JACAR [アジア歴史資料センター] Ref. C04122660700, 1940年。
- (29) 前掲, 陸軍省監査課「昭和16年度軍需品調弁要領に関する件」。
- (30) 前掲, 陸軍省監査課「昭和16年度軍需品調弁要領に関する件」。
- (31) 前掲, 陸軍省監査課「昭和16年度軍需品調弁要領に関する件」。
- (32) 前掲, 陸軍省監査課「昭和16年度軍需品調弁要領に関する件」。
- (33) 陸軍省監査課「緊急軍需品調弁要領に関する件」JACAR [アジア歴史資料センター] Ref. C04123322500, 1941年。
- (34) 会計法第31条では, 「政府ニ於テ売買貸借請負其ノ他ノ契約ヲ為サムトスルトキハ勅令ヲ以テ定メタル場合ヲ除クノ外総テ公告シテ競争ニ付スヘシ」(内閣「御署名原本・大正十年・法律第四十二号・会計法」JACAR [アジア歴史資料センター] Ref. A03021300200, 1921年)と規定しており, その勅令である会計規則第114条において, 随意契約が締結できる要件を23件に限定していた(内閣「御署名原本・大正十一年・勅令第一号・会計規則改正任命令委任規程外百二十一件廃止」JACAR [アジア歴史資料センター] Ref.

- A03021366900, 1922年)。
- (35) 陸軍省「前金払又は概算払の取扱方に関する件」JACAR [アジア歴史資料センター] Ref. C01005071200, 1938年。
- (36) 陸軍省監査課「陸軍軍需工業適正利益率算定要綱並に同運用方針に関する件」JACAR [アジア歴史資料センター] Ref. C04122780300, 1941年。
- (37) 陸軍省監査課「陸軍軍需品調弁実施規定に関する件」JACAR [アジア歴史資料センター] Ref. C06030027600, 1942年。
- (38) 前掲, 陸軍省監査課「陸軍軍需品調弁実施規定に関する件」。
- (39) 前掲, 陸軍省監査課「陸軍軍需品調弁実施規定に関する件」。
- (40) 当分の間, 前金払及び概算払に代わり, 軍需品会社が振出した為替手形を各部隊が証明を行い, 日本興業銀行引き受け, 市中銀行が割引きを行うことについて規定していた(陸軍省監査課「軍需手形に依る資金融通に関する取扱要領の件」JACAR [アジア歴史資料センター] Ref. C07091421600, 1941年)。
- (41) 表1に示すとおり, 15年度要領より価格等統制令の金額を超過した場合, 兵器, 弾薬等で軍機上保護を要する軍需品について, 陸軍大臣に申請し認可を受けることとされていた。
- (42) 帝国自動車は, 1938年6月設立, 払込資本金400万円, 従業員数873名, 横浜市鶴見に本社工場, 他に蒲田工場があった(陸軍省「陸軍軍需工業経済年鑑 昭和十八年度版(会計監督並調弁業務資料)統計表」1944年, 7頁)。※首都大学東京 山崎志郎教授のご厚意により頂いた資料である。
- (43) 1939年度の原価計算に基づく予定販売価格は, 既に1,372円を示していた(陸軍省「価格等統制令の指定価格超過契約に関する件」JACAR [アジア歴史資料センター] Ref. C04123717300, 1941年)。
- (44) 当該申請では, 工賃(労務費)に対する比較表等は添付されておらず, どの程度の上昇率であったかは不明である(前掲, 陸軍省「価格等統制令の指定価格超過契約に関する件」)。
- (45) 調弁基礎価格算定表のひな形では, 計算種別について1級を原価計算制度が問題なく原価が信頼できるもの, 2級を原価計算制度の運用が不十分だが, 原価が概ね信頼できるもの, 3級を原価計算制度が存在するものの, 原価に見積部分が多いもの, 4級を原価計算制度が存在せず, 原価が不正確なものの4つに分類していた(小倉陸軍造兵廠「小倉陸軍造兵廠経理事務施行細則」1943年, 防衛省防衛研究所所蔵, 中央-軍事行政経理-62)。
- (46) 陸軍省「調弁価格形成ノ参考資料」1941年, 陸軍経理学校研究部「軍需品工場ニ対スル会計業務監督上ノ参考」1941年, 302頁。
- (47) 前掲, 陸軍省「陸軍軍需工業経済年鑑」185頁。
- (48) 日本自動車は, 1937年8月設立, 払込資本金100万円, 従業員数438名, 東京都中野に本社が所在し, 中野工場, 川崎工場があった(前掲, 陸軍省「陸軍軍需工業経済年鑑」7頁)。
- (49) 陸軍省「価格等統制令の指定価格超過契約に関する件」JACAR [アジア歴史資料センター] Ref. C04123708000, 1941年。
- (50) 重修理車は, 「野戦自動車廠移動修理班用」(陸軍自動車学校「重修理自動車審査の件」JACAR [アジア歴史資料センター] Ref. C01004305000, 1937年)に, 各種車両の修理を目的として作成されたもので, 1セット3両構成であり, 第1車両が兵員輸送車, 第2車両が工作車, 第3車両が動力車となっていた。原価計算表では, 兵員輸送車が1,726.78円, 工作車が1,749.50円, 動力車が1,647.77円であり, 合計5,124.05円に利益を358.68円(7%)加算し, 5,482.73円としていた(前掲, 陸軍省「価格等統制令の指定価格超過契約に関する件」)。
- (51) 前掲, 陸軍省「陸軍軍需工業経済年鑑」185頁。